

日教庶第589号
令和5年(2023年)12月8日

教育委員 各位

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

令和5年度第9回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第9号により、下記のとおり令和5年度第9回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和5年(2023年)12月14日(木) 午後2時

開催場所

506会議室

案件

議案

第23号 教育委員会職員人事について

第24号 教育委員会職員人事の専決処分について

協議事項

第5号 学校開放有料化検討の今後の方向性について

請願

第5-9号 1. 中学の進路指導で「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集」を薦めない、2. 「3日超の逃亡・脱走は最大懲役7年」等の重い自衛隊罰則規定の事実を、教職員及び市役所内の自衛隊員募集(窓口)担当部署に伝えて頂きたい等請願

報告事項

第24号 行政情報の公開請求

議案第23号

教育委員会職員人事について

上記議案を提出する。

令和5年12月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》
教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

省略

議案第24号

教育委員会職員人事の専決処分について

上記議案を提出する。

令和5年12月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

省略

省略

協議事項第5号

学校開放有料化検討の今後の方向性について

このことについて、協議願います。

令和5年12月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

学校開放有料化の検討について(報告)

令和5年12月 日
日野市教育委員会 生涯学習課

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| はじめに 検討の経緯 | 2 |
| 1 総論 | 3 |
| (1) 今回の検討の結論 | 3 |
| (2) 結論の主な理由 | 3 |
| 2 各論 | 3 |
| (1) 学校開放事業の対象となっている施設等の実態について | 3 |
| ①現状 | 3 |
| ②小括 | 7 |
| (2) 学校開放の運用・管理の実態について | 8 |
| ①現状 | 8 |
| ②現状分析と課題 | 9 |
| ③小括 | 11 |
| (3) 学校開放事業の目的・役割について | 12 |
| ①現状 | 12 |
| ②小括 | 12 |
| (4) その他の視点からの検討 | 13 |
| ①有料化の必要性 | 13 |
| ②実務上の課題 | 13 |
| ③「実費負担」の考えかた | 14 |
| ④サービス維持のための財源確保という視点 | 15 |
| ⑤市の他体育施設との比較 | 16 |
| ⑥他団体との比較 | 17 |
| (5) アンケート回答状況・ご意見 | 17 |
| 3 今後について | 27 |

はじめに 検討の経緯

今回の学校開放(日野市立学校体育施設の開放に関する規則又は日野市立学校施設の開放に関する要綱に基づき、市立小・中学校の施設等を貸し出す事業をいう。以下同じ。)の有料化に関する検討(以下「本検討」と記載。)は、令和5年3月に「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」(以下「手数料・使用料ガイドライン」と記載。)の改訂を受け、着手したものである。

学校開放の有料化については、平成29年度(2017年度)に第5次日野市行財政改革大綱において、『夜間照明(ナイター照明)使用料の導入検討のため、必要な経費を算定し検証を行う』とされ、令和3年度(2021年度)からは、学校体育館への空調機器設置が進んでいることを受けて、教育委員会の主要な取り組みとして『ナイター照明及び空調機利用にあたり受益者負担の原則に沿った体系を検討』とされていたところであるが、先述の手数料・使用料ガイドライン改訂を契機として、施設使用料という視点も含め、広く市民の意見も取り入れながら本格的な検討を行うこととしたものである。以下に具体的な検討経過を記載する。

令和5年4月 検討に着手。検討スケジュール等の立案。

令和5年5月 校長会、社会教育委員の会議、自主管理運営委員会委員長会議にて検討開始について周知。意見を募り、6月末までに42件のご意見が寄せられる。

令和5年7月 上記ご意見も踏まえて有料化検討に関する説明資料を作成。中旬より市民向けアンケート開始。

令和5年8月 アンケートと並行し、生涯学習課職員による現地状況調査実施(庶務課施設系の学校施設要望調査に同行する形式。)

令和5年9月から12月

アンケート回答数 805件。回答内容を踏まえて、教育委員会事務局内において現状分析及び今後の方向性について検討し、報告(本報告書)をまとめる。

1 総論

(1) 今回の検討の結論

学校開放事業の有料化は、現時点では実施に至らないものと結論する。

(2) 結論の主な理由

- ①学校開放事業のハード・ソフト両面において、対価を徴収し得るだけの状態が整っているとは言い難い。
- ②学校開放事業の目的・役割や、実際の活動内容が多様になっており、一律に有料とすることは馴染まない。また、個々別々の団体の活動内容に応じて、有料・無料の判断を行うことも現状では困難である。

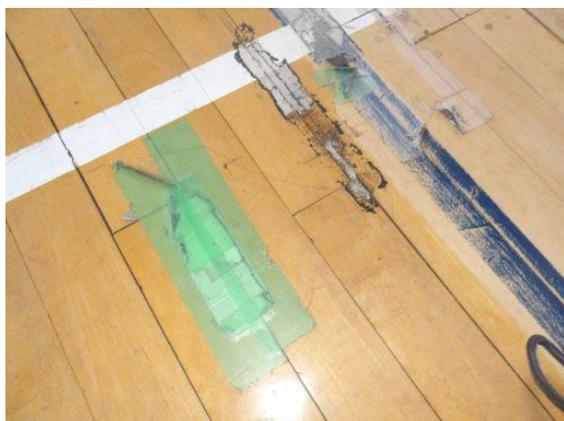
上記主な理由の背景及び根拠となる事実関係、その他結論の理由を以下、各論にて詳述する。

2 各論

(1) 学校開放事業の対象となっている施設等の実態について

①現状

ア 公共施設全体の課題ではあるが、施設及び設備、備品、用具(以下3点をまとめて「設備等」と記載。)の老朽化が進んでおり、一部では利用に際して一定の制限が発生している。具体的には、体育館床面の摩耗・鋏の飛び出しによって裸足での武道活動ができない状況【写真1】(四小)や、移動式防球ネットやサッカーゴールの錆・腐食による利用制限【写真2及び3】(一小、七小 等)、テニスコートのコート面のひび割れや凸凹【写真4及び5】(特に平山中、夢が丘小)などが挙げられる。



【写真1】

体育館床面。コートのラインが擦り切れている。また、鋏の飛び出しがあった部分を養生テープで手当てしている。



【写真2】

移動式防球ネットの支柱部分。腐食により支柱が断裂、ネットでかろうじて繋がっている状態
(修繕対応済)



【写真3】

小型のサッカーゴール。塗装がほとんど剥げ鉄鋼部が全体に錆びている状態(現在使用中止)



左【写真4】

テニスコート(ハードコート)。
ひび割れが複数個所に入り、コート面に凹凸(うねり)が生じている。

下【写真5】

別の学校のテニスコート(ハードコート)。
舗装の表面が剥げ、ラインはほとんど消えてしまっている。また、ひび割れ部からは雑草が生えている。



イ 一般的なサイズのサッカーゴールや移動式防球ネット等の大型の備品について、学校によって配置に差がある。移動式防球ネットに関しては校庭・体育館及び学校周辺の環境の差異により要否が異なる(固定式のバックネットがある場合など)ため、設置の有無がただちに施設・設備等の差異とはいえないが、サッカーゴールについては設置の有無により活動内容に差が生じている可能性が高い。実際に、一般的なサイズのサッカーゴールがない学校の一部では小型のゴールを2つ並べて活動しているという実態が確認されており、施設の状況により提供できているサービスに差が生じていることが懸念される。

※一般的なサイズのサッカーゴールについては、小学校においては教育課程内で使用することがないため、学校によっては校庭の平面広さ確保を優先し設置をしていないことがある(校庭端等に一般的なサイズのサッカーゴールを倒した状態で保管している学校も見受けられた)。

ウ 夜間照明(ナイター)設備は現状では中学校5校に設定されているが、古いもので昭和46年、最も新しいものでも平成3年の設置とされており、いずれも老朽化が著しい。令和5年8月時点において、不点灯となっているものが2基(二中)確認されている。また、電球切れが確認されているものの、設備の状態から交換ができず一部の球が点灯しないままとなっている例がある【写真6】。なお、現行設備に対応した電球は型式が古く、生産中止・代替製品の確保を繰り返しているところ、現在使用している製品も令和5年9月に生産中止の連絡があり、今後不点球が発生した場合、市が保有している在庫の範囲での対応となる(現在、代替製品を探している)。

これに加え、令和5年度に実施した設備点検の結果では、絶縁不良により不点灯となるリスクが極めて高い状態にある設備や(一中)、周辺樹木の干渉によりライトに落下のリスクが生じている設備があること(三中、点検業者により応急対応済)が確認されている。



【写真6】

ナイター照明の前面に後年防球ネットが建てられ、電球の交換や電撃殺虫機の修繕が不能となっている。

【参考・ナイター設備の設置時期】

| 学校名 | 設置時期 |
|---------|-------------------------------------|
| 日野第一中学校 | 昭和 46 年 |
| 日野第二中学校 | 昭和 61 年(グラウンド) 平成 11 年(テニスコート)※注 |
| 七生中学校 | 昭和 57 年 |
| 日野第三中学校 | 平成 2 年 |
| 日野第四中学校 | 平成 3 年 |

※注：設置時期は日野第二中学校学校要覧より

エ 学校開放利用時に提供する付帯設備、特にトイレの状況について学校による差異が見られる。多くの学校では、校舎内のトイレを開放することが管理上困難であるため体育館併設のトイレを貸し出す形をとっているが、体育館併設のトイレがない学校(八小)など、一部では仮設トイレを提供している状態があるなど、利用者にとって十分に快適な環境とはいいいにくい部分もある。【写真7及び8】

また、学校開放事業の性格上、学校施設の改修工事等の影響を受けやすく、工事期間中に付帯設備が利用できないとか、そもそも工事期間中は開放を行えないといった状況も多く、安定的なサービス提供状況にあるとは言い難い。

※補足：学校施設の改修工事等は、学校教育活動に極力影響を及ぼさないことを念頭に予定が組まれる。必然、工事等の時期・時間は学校教育活動が行われていない時期・時間、つまり通常は学校開放に充てることができる時期・時間となることが多く、このため、学校開放事業は工事等の影響を受けやすい。



左・【写真7】
開放利用者用のトイレ。
仮設型・和式のみとなっている。



右【写真8】
別の学校のトイレ。窓の
破損を段ボールで応急
対応している。

オ そもそも施設設計上の課題として、利用目的を制限せざるを得ないケースがある(例:体育館の壁面強度等)。また、先述のとおり学校に備えている設備等の状況から、施設によってできる活動・できない活動の差異があることが懸念される。

カ-1 学校によっては、校内に利用者団体がその活動に使用する設備等(利用者団体が独自に購入したものも含む)を保管している状況が確認された。保管場所については、過去(平成初期)に当時の教育委員会学校開放担当部門(体育課・スポーツ振興課)が購入した屋外用倉庫や、教育委員会として購入した記録が確認できない屋外用倉庫などが確認された【写真9】。

カ-2 特定の団体が所有する物品が学校敷地内に保管されていることの是非については別の議論となるが、実態として学校によって設備等の保管場所の提供有無(提供しているサービス)に差が生じていることは事実といえる。

カ-3 上記のほか、学校内に設置・所有・管理者が判然としない備品(投光器等)が設置されているケースも確認された。



左・【写真9】校庭に設置された倉庫の例。学校教育では利用していないとのこと。

右・【写真10】倉庫の中には比較的新しいものも見られたが、教育委員会として購入・設置した履歴が確認できなかったものもあった。

②小括

ア 有料化の前提として、施設及び設備等の水準が、一般的な感覚に照らして対価を徴するに値するだけの水準であることが必要と考えられる。また、同一の料金であれば概ね同水準のサービスを提供できる状態であることが必要といえる。

イ しかし、現状は上記「①」に記載のとおり、施設及び設備等の水準について、他の有料施設と比して十分とはいえない面があり、さらに学校ごと

に施設及び設備等の状況にばらつきが認められている。現状では、具体的に起こり得る事例として、「サッカーをしようと思って校庭を借りたが、サッカーゴールがない」や、「バレーボールをしようと思って体育館を借りたが、コートラインが擦り切れていて見えない」といったことが考えられ、対価を徴してサービスを提供するだけの水準には達していないことが強く懸念される。(無料であっても、そもそも体育施設として提供できるだけの水準を満たしているかという点では一部疑念がある)

ウ 体育館への空調設備の設置や建替等、施設及び設備等の水準が向上している部分は確かに存在するが、学校施設全体を総合的にみた場合、「手数料・使用料ガイドライン」にいう「設備上負担を求めにくい施設」に該当し得ることが懸念される。

(2) 学校開放の運用・管理の実態について

① 現状

学校開放の予約・利用等の管理は、小学校は自主管理運営委員会(以下「自主管」と記載。)方式、中学校は施設予約システムを用いた直接管理方式として、2つの管理方式を併用している。以下、それぞれの概要を記載する。

ア 自主管方式(小学校)

- (ア) 教職員、スポーツ推進委員、利用登録団体の代表者等からなる自主管が中心となり、学校開放を管理・運営する方式。
- (イ) 利用登録団体となる要件として、市内在住在勤 10 名以上(過半数が当該小学校学区域内在住又は当該小学校の児童)となっており、地域性を重視している。
- (ウ) 新規に利用登録を希望する団体は市に登録申請を行うこととなっているが、実態としては登録申請に先立ち、自主管と新規登録希望団体の間で、利用目的・希望利用頻度や、現実的な利用枠の有無等を協議し、その後登録申請を行う流れとなっている。
- (エ) 予約、利用方法は各自主管により異なるが、学校から示された開放枠(学校開放が可能な時間帯・曜日の枠)を基に、おおむね1～3か月に一度自主管内で利用枠調整が行われ、決定した利用予定が市に提出される流れとなっている。
- (オ) 鍵の管理等は自主管の中で行われている。

イ 施設予約システムを用いた直接管理方式

- (ア)市が直接所管し、市の「公共施設予約システム」を用いて予約等の管理を行っている。
- (イ)登録団体要件としては、市内在住在勤 10 名以上、構成員に成年3名以上となっており、小学校と異なり学区域内在住者数の要件はない。
- (ウ)学校から示された開放枠(学校開放が可能な時間帯・曜日の枠)を基に、利用前月の18~19日に抽選申込~抽選~当選者予約確定~空き枠を一般申込受付 という流れとなっており、前月の25日までに翌月の利用予定が確定する。
- (エ)鍵の管理等は校舎管理委託業務(令和5年度委託先:シルバー人材センター)として行われている。

②現状分析と課題

ア 自主管理方式について

- (ア)メリットとして、地域に根差した団体が、地域の拠点で安定して活動を継続できている点及び学校と地域のつながりのきっかけとなっている点が挙げられる。特に、利用団体間の調整のもと、決まった曜日・時間・場所で継続して活動を行えるという点は、利用団体の活動の継続、利用者側の安心感、よりよい活動の成果を目指す(技術の向上)といった点で大きな利点となっている。
- (イ)反面、デメリットとして、「新規団体の参入が困難(現在の団体の利用枠が既得権化している)」という状況が散見されている。また、中学校と比して実利用率が低い(予約枠は埋まっているが、実際に利用されていない枠が多い)傾向が見られる。
- (ウ)学校と自主管理の関係という点では、自主管理方式の本来の目的に沿った運用を通じ良好な信頼関係が築かれ、学校運営・地域活動双方に良い結果をもたらしている事例もある。一方、利用ルールや施設及び設備等の管理面で両者に齟齬が生じ、却って学校運営上の課題となっているケースも散見される。

イ 施設予約システムを用いた直接管理方式について

- (ア)メリットとして、他の公共施設同様、開かれた形で公平に利用の機会があるという点と、自主管理方式と比べて実利用率が高い点が挙げられる。
- (イ)デメリットとしては、多くの団体にとって利用しやすい施設、曜日、時間

帯は抽選となることが多く、安定・継続した利用が保障されない点が挙げられる。

(ウ)運用面の課題としては、予約申込をできる期間が短い点や、キャンセル時の手続きが不便といった声が寄せられている。

ウ 共通事項

(ア)特に中学校において顕著であるが、開放枠(実際に学校開放を行っている時間帯・曜日の枠)が限られており、利用に供されている日・時間の割合が高くないことが挙げられる。

※部活動の影響もあると推察されるが、理論上開放が可能な部分について、校庭(休日昼)はほぼ0、ナイターや体育館で概ね 5~6 割程度が開放されている状況。

※学校によっては、年間を通じ全く開放枠がないところもある。(過去に利用者トラブル等が存在し、学校教育への影響を防ぐため止む無くそのようにしていると推察される。

(イ)開放枠については、各校からの申告に基づいているため、各校の学校教育活動の状況により制約が生じることはやむを得ないが、現状では各校の開放状況の差異がかなり大きく、地域によって提供できているサービスに差が生じていることが懸念される。

(ウ)詳細な事実は未確認であるが、いただいたご意見や現地調査の結果から、「学校開放」という形でなく、過去からの慣例や学校裁量といった形で、特定の個人・団体が半ば占有的にグラウンド・体育館を使用しているのではないかという状況が窺われた。このことが事実であれば、公共施設のあり方としての是非を問われることは当然として、仮に学校開放を有料化した場合、このような利用形態との区別について大きな課題となることが懸念される。(例えば、学校開放は有料、学校裁量による利用は「学校開放」ではないため使用料無しとなった場合、公平性という観点から問題であることに加え、学校に対し、裁量による利用を求める声が多数寄せられ、学校運営の大きな負担となることが強く懸念される)

(エ)また、これも詳細は未検証であるが、中学校利用の抽選申込にあたり、同一の団体が複数の利用者アカウントから申し込みを行っている可能性が窺われた。大規模な団体の場合、「登録用紙にすべての構成員を書ききれなかったため、複数の用紙に分けて登録した」というような経緯がある可能性とか、団体の構成員数の大小により抽選結果に一定

の勾配をつけるほうが公平という観点もあり得ることから、この行為の適・不適をここで断じることができないが、抽選制度のそもそもの趣旨からはやや外れたものともいえ、今後統一的な対応が必要と考えられる。

(オ)先述のとおり学校開放については、工事等の影響により長期間開放中止となることも珍しくない。これに加え、近年では風水害への備えが重要となってきており、避難所となる学校施設については、緊急に開放中止となることも増えており、このような施設の性格から、他の公共施設と比して安定的なサービス提供が困難であることは踏まえる必要がある。

③小括

- ・有料化の前提としては、学校施設が他の一般施設と同様に広く開かれ、公平に利用の機会があり、かつ一定程度安定的にサービスが提供されることが望ましい。無論、学校開放本来の性格から、学校教育活動が優先されること及びこれに影響しない範囲で行われることは当然ではあるが、その範囲において、極力施設を開放し、広く利用に供するという姿勢は必要と考えられる。
- ・この点、現状では公平性の担保という点で疑義が残るほか、極力施設を広く市民の利用に供していくという姿勢についても十分とは言い難い。
- ・また、現状では先述のとおり2つの管理方式が並立しているところ、仮に有料化を行う場合、2つの管理方式それぞれについて予約・利用・使用料支払いという一連のフローを組み立てることとなり、このことは利用者の利便性(わかりやすさ)や、効率的な実務という視点から課題となり得る。このため、有料化の議論に先行して、管理方式の議論があることが望ましいとも考えられる。
- ・2つの管理方式については、それぞれにメリット、デメリット、課題が存在しており、さらにこれまで積み上げてきた運用の歴史・経緯が存在することから、有料化と関連して又は管理・運用の視点からのみでこれら方式の優劣・是非を論じることは困難である。そもそも、学校施設とはどうあるべきかということ及び学校施設の地域開放がどうあるべきかということをしっかりと定め、市と市民との間で共有したうえで、そのあり方の実現に資する管理方法がどのようなものか、という順序で検討を進めることが考えられる。

(3)学校開放事業の目的・役割について

①現状

ア 日野市では、学校開放事業の目的について、「市民の社会教育活動及び地域社会の活動に資すること」及び「市民の健康、体力づくり並びに幼児及び青少年の健全育成並びに社会体育の振興」を掲げている。このうち、特に「社会教育活動」に関しては日野市公民館使用条例第 8 条との兼ね合いから、「青少年の健全育成」に関しては、現在の社会一般の情勢から、利用者負担の考え方を適用することは馴染まないと考えられる。

イ 市においては、上記のほか、体育施設の不足を補う(市民の運動機会の確保)という視点から早期に学校開放を開始したという歴史的背景がある。しかし、現在は事業開始当時とは社会状況が大きく異なり、列挙されている目的の重みや実際に果たしている役割が変化してきているほか、「地域と学校のつながり」や「公共施設(財産)の有効活用」といった新たな要素も加わってきており、整理を要すると思われる部分がある。

イ いただいたご意見を見ると、利用者負担の考えかた自体には一定の理解を示しつつも、その活動が果たしている役割(具体的には地域の児童の健全育成や学校を核とした地域住民間の交流を挙げた声が多い)によっては、有料化が馴染まないものもあるのではないかと多くの声が多く寄せられている。

ウ 一方、成人市民が体育施設のひとつとして学校施設を利用して行うスポーツ活動等、利用者負担の考えかたを適用することが妥当又はやむを得ないのご意見も多く、このような活動についてのみ有料とする(又は学校開放事業全体を有料化し、上記アに掲げたような活動に関しては減免とする)という手法も考え得る。

しかし、「児童が対象であっても、比較的高額な会費等で(又は営利事業団体が)運営している活動」とか、「成人市民の利用であってもその学校に通う児童生徒の保護者中心の活動で、地域と学校の連結という点で大いに意義のある活動」等、個別の活動の性格は様々で、多くの方が納得できる形で、その一つ一つの活動内容について評価し、有料・無料(減免)を区別することを実際に行うには課題が存在する。

②小括

以上のとおり、現時点において一律に有料化を図ることは、学校開放事業本来の目的や役割に照らして馴染まない部分がある。また、現時点の状

況では、多様な活動の性格を評価して柔軟な運用を行うだけの基準や体制を持ち合わせていないことから、「利用者負担が適当と考えられる部分」についてのみご負担をいただくという運用を行うことにも課題がある。

(4)その他の視点からの検討

①有料化の必要性

ア 有料化についてしっかりとした議論を行うには、まず有料化が必要な理由を明確にして共有する必要がある。

イ この理由として、財政面での影響度合いを考えた場合、アンケート補足資料に示した試算結果から、使用料収入の規模として影響が些少とまでは言えないが、これを欠くことで学校開放事業の維持が困難になるとか、サービスの維持拡大が図れるというほどとも言い難く、十分な理由とはいえない。

ウ 利用者負担の考えかたから一定の負担が必要という理由を考えた場合、学校施設・学校開放事業の目的・役割に照らし、どこまでを利用者の負担と考えるかが問題となるところ、先述のとおり現状の学校開放には利用者負担が妥当又はやむを得ないと考えられる部分と、これが馴染まないと考えられる部分が混在しており、一律にこれを理由とするには整理が不十分である。

エ また、市における類似の他施設・他施策との均衡という視点でも、学校開放を利用した活動内容が多岐にわたる現状において、一律に「利用者負担」の考え方を適用することが妥当かは疑問が残る。

オ 利用者負担を理由とするのであれば、今回いただいた多数のご意見を踏まえて、現在・これからの社会状況にあった学校施設・学校開放事業の目的・役割を整理し、そのうえで、利用者負担を求めることが妥当な部分があるのか、あったとして、その部分について他施設・他施策との均衡はどうか、どこまでを利用者の負担とするか、といった形で検討を進めることが望ましいと考えられる。

②実務上の課題

ア 学校開放と他の一般的な施設との差異として、管理人の配置の有無が挙げられる。このため、仮に有料化を実施した場合、使用料の支払いのため、利用者に新たな手間(窓口へ行く、振込に行く 等)が生じる可能性や、使用料徴収のために新たなコストが生じることが懸念される。

イ 学校開放が学校教育課程外の時間帯で行われるという原則を踏まえ

れば、学校教職員に徴収事務を担当させることは困難である。

次に、鍵の管理を行っている自主管(小学校)やシルバー人材センター(中学校)が市の代行として使用料を徴収するという案もあるが、公金の徴収事務の負担・リスクの重さを考慮すると、あまり現実的とはいえない。

ウ 他自治体では「回数券方式(窓口等であらかじめ使用券の綴りを販売し、利用者は施設利用後に利用台帳に券を貼付ける)」や、「オンライン決済方式(予約システムにて利用予約時に、予めクレジットカード等で決済)」としている例があるが、回数券方式については利用者の手間や利用状況の適正なチェックという点から課題があり、オンライン決済方式については、予約管理システム上で利用予約の管理がほぼ前提となるところ、現状の自主管方式(利用団体による利用調整)とどのように並立させるかという課題がある。

エ QRコードを用いたセルフ決済方式(施設に設置されたQRコードを指定のアプリで読み取り・決済)も考え得るが、いわゆる無人販売的な方式となることから、支払い状況の適正なチェックという点で課題があり、また、この方式を施設利用料の支払い方法として導入している事例が確認できていないことから、利用状況と決済状況の突合せがどのくらいの頻度・精度で行えるか(公金の収納方法として求められる精度が確保できるか)は未知数である。

オ いただいたご意見の中では、有料化を行うのであれば、管理人をきちんと配置し、利用時のトラブルや料金支払い対応を管理人が行うことで、安心して利用できるようにしてほしいとの声も挙がっている。

③「実費負担」の考えかた

ア 設備(ナイター・エアコン等)利用の実費についてのみ有料とすることについては、実態として要した費用を利用者が弁償するという点で一定の理由があり、理解を得やすいとも思われる。

イ しかし、学校開放の「利用者負担」の範囲について整理が必要なことは先述のとおりであり、まずはこの議論を先行して行い、その後、実際に施設使用料、設備等使用料、実費負担のどこまでを負担していただくかという順序で検討することが妥当と考えられる。

ウ また、実費負担のみとした場合、使用料収入の額は相当低いものとなることが予想される。アンケート補足資料で示した試算では、電気・ガス代を合わせて年間500万円程度との結果である。そして、先述のとおり利用者負担の範囲の整理の中で、「設備の保守に係る部分は利用者負

担としない」とした場合、使用料収入試算額は上記の額から年間 50 万円程度減、「子ども主体の団体は負担を求めない」とした場合は約3割減となることを考えると、徴収のためのコストを相当圧縮しない限り、利用者に負担いただいた使用料を事業の維持に充てるといった形にすることが難しいと推測される。

④サービス維持のための財源確保という視点

ア 現状では、学校開放については、学校教育のために整備した施設の有効活用という範囲であり、一定の予算をかけて施設・設備等の基盤を整備・維持しながら運営していくという仕組みになっていない。

イ このため、仮に現時点で有料化を行ったとしても、使用料収入は主として学校施設全体の維持に充てられるという形となる可能性が高く、利用者側からは、学校開放利用の対価として負担をしているという感覚を得難いと考えられる。

ウ 学校開放における利用者負担は必ずしも同事業の範疇に留まるものではなく、日野市全体として、行政サービスの維持に必要な財源を利用者負担の考え方にに基づき確保していくものとも考えることもできる。しかし、他の社会教育施設やコミュニティ施設が無料で提供されている中、「なぜ児童・生徒が多く利用していて、かつ、施設・設備等で劣る面があり、管理に地域の力を活用している学校開放を有料とするのか」という市民の素朴な疑問に応えることが難しい。

エ 負担者の感覚が重要なのではなく、応分の負担を願うことで市が他の重要施策に必要な予算を充てられるようになることが重要ともいえる。しかし、先述の「学校開放事業の対象となっている施設等の実態」を踏まえ、利用者の目線で考えた場合、新たに負担が生じた場合、これに対する一定の納得感というか、自らの負担が事業を支えているという実感が得られるような仕組みがないと、負担について理解を得難いのではないかと考えられる。

オ 利用者による応分の負担により事業を維持していくのであれば、有料施設に値するだけの環境整備を行う又は計画し、整備に要するコスト及びこのうち利用者の負担とすべき部分という視点で、事業全体の組み立てを見直す必要があるとも考えられる。

カ 上記「オ」のように考えるとしても、そもそも、事業継続に資するだけの収入が得られるのかという問題もある。アンケート補足資料に示した試算(年間歳入見込み金額)では、一律の使用料を課す形で年間およそ

15,000 千円、電気・ガス実費のみの形で年間およそ 5,000 千円としている。(この金額には減免や徴収に要するコストが考慮されていない点に留意。)

この収入のすべてが学校開放に充てられるのであれば、学校開放の対象施設は27施設(教育センター及び平山台健康・市民支援センター含む)であるため、単純に割ると1施設あたり年間およそ 555 千円~185 千円となり、消耗品や安価な用具(ネット類やグラウンド整備用具など)の更新頻度を高めたり、備品の修繕(サッカーゴールや防球ネットの修繕)を 1 施設当たり年間1~2件実施することが可能となるが、先述のとおり、減免や徴収に要するコストを考慮したり、市全体の財源としての調整を考慮すると、使用料収入を事業の維持に充てられるという具体的な見通しは立てにくい。

⑤市の他体育施設との比較

- ア 市内における屋外体育施設(グラウンド・テニスコート)の状況としては、半数が有料(浅川スポーツ公園グラウンド、万願寺中央公園グラウンド、日野市立七生自然学園テニスコート、多摩平第一公園テニスコート、旭が丘中央公園テニスコート)、半数が無料(日野市立多摩川グラウンド、日野市立東光寺グラウンド、多摩平第一公園グラウンド、旭が丘中央公園グラウンド、北川原公園グラウンド)となっている。
- イ 屋内体育施設については、ふれあいホールコミュニティホール、南平体育館アリーナとも有料となっている。
- ウ 関連施設として社会教育施設及びコミュニティ施設を見ると、中央公民館は無料(日野市公民館使用条例において料金を定めた別表があるが、同条例第 8 条において「公民館は、社会教育法第 20 条の目的に使用する場合には、使用料を徴収しない。」と定めており、実態として使用料を徴収していない。)、地区センターも無料、交流センターが有料となっている。
- エ 全体として有料・無料の方向性が定まっているというよりは、施設の設置目的や性格、維持管理に要する費用等の個別の事情を考慮して有料・無料の別を判断しているとみることが妥当であり、基本的には本検討においてもこれまでに掲げた様々な事情を考慮して独自に結論すべきといえるが、いずれの判断を行うとしても、他の有料(無料)施設との取扱いの差異につき、合理的な説明を行う必要はある。

⑥他団体との比較

- ア 令和3年(2021年)5月に三鷹市が行った調査の結果によると、多摩地域26市のうち、学校開放に、いずれかの施設に使用料の規定を設けている市は19市となっている。(学校開放全体ではなく、特定の施設・設備利用に使用料の規定を設けている場合も含む。)
- イ 市が令和5年(2023年)5月に行った調査によると、上記のうち、実際に令和4年度に歳入(使用料収入)があったと回答したのは12市である。これは、例規上使用料の定めがあっても、実際には減免規定が広く適用され、事実上無料となっている市があるためと考えられる。
- ウ 歳入ありと回答した12市の年間歳入額は、平均で約1,316千円、中央値は291千円であった。
- エ 使用料の徴収に要しているコストについては、ほとんどの市において、これに要しているコストの切り分けが難しく具体的な金額は示し難いとの回答であったが、支払い方法が窓口現金払い、券売機、納付通知書の送付のいずれかとなっているところを見ると、一定の人手・コストを要することは避けがたく、実際の歳入額とこの事情を照らす限りでは、使用料収入が施設の維持に大きくプラスの影響を与えている可能性は低いことが推測される。

(5)アンケート回答状況・ご意見

①アンケート期間

令和5年7月18日(火)～8月31日(木)

※広報ひの8/1号、HP、市公式LINE等で周知

②回答件数

805件

※すべての設問につき任意回答としているため、上記回答件数と各設問の回答数は一致しない。

③ 各設問への回答状況

設問1 「学校開放」の制度があることを知っていたか

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-------|
| 知っていた | 623 | 77.6% |
| 知らなかった | 180 | 22.4% |

設問2 「学校開放」を利用したことがあるか

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|-----------|-----|-------|
| 利用したことがある | 426 | 53.0% |
| 利用したことはない | 378 | 47.0% |

設問3 利用したことがある施設[複数回答可]

| 回答 | 回答数 |
|--------------|-----|
| 小学校・グラウンド | 225 |
| 小学校・体育館 | 242 |
| 小学校・テニスコート | 3 |
| 中学校・グラウンド | 85 |
| 中学校・体育館 | 106 |
| 中学校・テニスコート | 25 |
| 大教室(日野第五小学校) | 15 |
| 会議室(南平小学校) | 3 |
| 総計 | 704 |

設問4 直近1年間の「学校開放」の利用頻度

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|-------------|-----|-------|
| 月に3回以上 | 256 | 60.2% |
| 月に1～2回程度 | 44 | 10.4% |
| 2～3か月に1回程度、 | 12 | 2.8% |
| 半年～年1回程度 | 30 | 7.1% |
| 利用していない | 83 | 19.5% |

設問5 「学校開放」の主な利用目的[複数回答可]

| 回答 | 回答数 |
|-------------------------|-----|
| 利用する学校に通う子ども中心のスポーツ活動 | 237 |
| 利用する学校区域内に住む大人中心のスポーツ活動 | 142 |
| 上記以外のスポーツ活動 | 80 |
| 利用する学校に通う子ども中心の文化活動 | 14 |
| 利用する学校区域内に住む大人中心の文化活動 | 13 |
| 上記以外の文化活動 | 9 |
| 利用する学校区域内の住民中心のコミュニティ活動 | 19 |
| 上記以外のコミュニティ活動 | 10 |

設問6 どんなスポーツを行っているか[複数回答可]

| 回答 | 回答数 |
|-----------|-----|
| 野球 | 67 |
| サッカー | 131 |
| ソフトボール | 25 |
| テニス | 25 |
| グラウンドゴルフ | 2 |
| バスケットボール | 50 |
| バレーボール | 40 |
| バドミントン | 32 |
| フットサル | 10 |
| 卓球 | 6 |
| 体操・ダンス | 21 |
| 剣道・空手・合気道 | 22 |
| 一輪車 | 8 |
| その他 | 46 |

【その他】
 ビーチボールバレー
 ミニテニス
 インディアカ
 ピックルボール
 よさこいおどり
 筋トレ
 運動会
 マラソン
 ハンドロウル
 子ども会活動

設問7 「学校開放」を利用している主な理由[3つまで回答可]

| 回答 | 回答数 |
|-----------------------|-----|
| 施設(広さ、設備、備品)がよい | 138 |
| 立地がよい | 170 |
| 使える曜日や時間が活動と合う | 144 |
| 予約が簡単 | 11 |
| 予約がとりやすい(空いている) | 20 |
| 使用料金が無料 | 289 |
| 使い慣れている | 99 |
| 他に使いたい(使える)施設がない | 46 |
| 所属している団体がいつも学校で活動している | 150 |
| その他 | 4 |

【その他】
 ・利用する学校の子
 ・同じ趣味を持った人たちとの交流の場になり、新しい友人ができる。一般の体育館利用では、知り合いを誘った参加にしかない。
 ・所属している団体が普段の稽古とは別に市の剣道連盟の稽古会等で体育館を利用していた。
 ・中学校の体育館に冷房設備がある

設問8 「学校開放」で利用する施設の現状に満足しているか

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-------|
| 満足 | 156 | 36.9% |
| おおむね満足 | 179 | 42.3% |
| ふつう | 51 | 12.1% |
| やや不満 | 28 | 6.6% |
| 不満 | 9 | 2.1% |

意見記載 80 件(意見の内容は別紙)

設問9 小学校体育施設の利用方法(予約・キャンセルの手続きなど)や利用ルールの現状に満足しているか

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-------|
| 満足 | 92 | 26.7% |
| おおむね満足 | 111 | 32.3% |
| ふつう | 120 | 34.9% |
| やや不満 | 17 | 4.9% |
| 不満 | 4 | 1.2% |

意見記載 26 件(意見の内容は別紙)

設問10 中学校体育施設の利用方法(予約・キャンセルの手続きなど)や利用ルールの現状に満足しているか

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-------|
| 満足 | 30 | 17.0% |
| おおむね満足 | 67 | 38.1% |
| ふつう | 67 | 38.1% |
| やや不満 | 6 | 3.4% |
| 不満 | 6 | 3.4% |

意見記載 19 件(意見の内容は別紙)

設問11 小学校教室・会議室の利用方法(予約・キャンセルの手続きなど)
や利用ルールの現状に満足しているか

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|--------|-----|-------|
| 満足 | 2 | 11.8% |
| おおむね満足 | 5 | 29.4% |
| ふつう | 10 | 58.8% |
| やや不満 | 0 | 0.0% |
| 不満 | 0 | 0.0% |

意見記載2件(意見の内容は別紙)

設問 12 学校以外のスポーツ、文化、コミュニティ施設を利用したことはあるか

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|-----------|-----|-------|
| 利用したことがある | 602 | 75.1% |
| 利用したことはない | 200 | 24.9% |

設問 13 学校以外のスポーツ、文化、コミュニティ施設の直近 1 年間の利用頻度

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|------------|-----|-------|
| 月に3回以上 | 99 | 16.4% |
| 月に1~2回程度 | 101 | 16.8% |
| 2~3か月に1回程度 | 75 | 12.5% |
| 半年~年1回程度 | 171 | 28.4% |
| 利用していない | 156 | 25.9% |

設問 14 「学校開放」について利用者負担の考えかたがあてはまると思うか

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|-----------------|-----|-------|
| あてはまると思う | 307 | 38.4% |
| 一部はあてはまると思う | 226 | 28.3% |
| どちらともいえない・わからない | 103 | 12.9% |
| ほとんどあてはまらないと思う | 42 | 5.3% |
| あてはまらないと思う | 122 | 15.3% |

設問 15 利用者負担の考え方があてはまると思う部分[複数回答可]

| 回答 | 回答数 |
|---|-----|
| 学校開放に使った分の電気・ガス・水道代(照明代、空調設備(ガス式))の全部 | 260 |
| 学校開放に使った分の電気・ガス・水道代(照明代、空調設備(ガス式))の一部 | 219 |
| 学校開放のための設備(ナイター照明、クラブハウス、学校教育に使用しない設備等)の維持管理にかかるお金の全部 | 210 |
| 学校開放のための設備(ナイター照明、クラブハウス、学校教育に使用しない設備等)の維持管理にかかるお金の一部 | 216 |
| 学校開放施設(グラウンド・体育館など)の維持管理にかかるお金の一部 | 288 |
| 学校全体に関わる設備(高圧受電設備や水道関連設備)にかかるお金の一部 | 124 |
| その他学校の維持管理にかかるお金(校舎の工事等)の一部 | 101 |
| その他 | 13 |

【その他】 記載内容は別紙

設問 16 もし学校開放が有料化されるとした場合、どのくらいのお金を支払うのであれば納得ができるか

| 回答 | 回答数 |
|-----------------|-----|
| 1,501 円以上 | 37 |
| 1,001 円～1,500 円 | 50 |
| 801 円～1,000 円 | 79 |
| 601 円～800 円 | 19 |
| 401 円～600 円 | 130 |
| 201 円～400 円 | 107 |
| 1 円～200 円 | 150 |
| お金を支払うことは納得できない | 144 |
| その他 | 34 |
| わからない | 53 |

「お金を支払うことは納得できない」につき、補足意見記載 125 件 内容は別紙

設問 17 もしお金を支払うことになった場合、どのようなサービスや設備が追加されると納得してお金を支払うことができると思うか

| 回答 | 回答数 |
|---------------|-----|
| 用具や環境が整っている | 525 |
| 空調設備が完備されている | 532 |
| 施設利用後の清掃等が不要 | 225 |
| 施設管理人が配置されている | 263 |

補足意見記載 76 件 内容は別紙

設問 18 もしお金を支払うこととなった場合、一定の条件を満たす団体（子ども・高齢者の団体など）については、割引やお金を払わなくてもよいという制度（減免制度）を併せてつくるべきと思うか

| 回答 | 回答数 | 割合 |
|----------------|-----|-------|
| そう思う | 301 | 38.0% |
| どちらかといえばそう思う | 189 | 23.8% |
| どちらともいえない | 100 | 12.6% |
| どちらかといえばそう思わない | 49 | 6.2% |
| そう思わない | 154 | 19.4% |

設問 19 割引やお金を払わなくてもよいという制度（減免制度）は、どのような団体に適用したほうがよいと思うか

| 回答 | 回答数 |
|-----------------------|-----|
| 利用する学校に通う子どもたちの団体 | 337 |
| 利用する学校の学校区域内の住民が中心の団体 | 131 |
| 一定以上の年齢の方（高齢の方）中心の団体 | 57 |
| 社会教育団体 | 28 |

補足意見記載 22 件 内容は別紙

設問 20 アンケートへの回答の補足や、学校開放や有料化検討についてのご意見

意見記載 276件 内容は別紙

回答者年代

| 回答 | 回答数 |
|-------------|-----|
| 15 歳以下 | 3 |
| 16 歳から 18 歳 | 2 |
| 19 歳から 22 歳 | 6 |
| 23 歳から 29 歳 | 41 |
| 30 代 | 151 |
| 40 代 | 324 |
| 50 代 | 144 |
| 60 代 | 76 |
| 70 代 | 36 |
| 80 代 | 18 |

回答者居住区域

| 回答 | 回答数 |
|------------|-----|
| 日野市内に住んでいる | 733 |
| 日野市外に住んでいる | 62 |

回答者属性

| 回答 | 回答数 |
|-------------------------------|-----|
| 市立小・中学校に通っている子ども・孫がいる | 319 |
| 市立小・中学校の児童、生徒である | 138 |
| 市立小・中学校に勤めている又はボランティア等に関わっている | 111 |

※注：回答者年代との兼ね合いから、「児童・生徒である」との回答の大半は、「市立小・中学校に通っている子ども・孫がいる」という趣旨であると予測される

※自由記載欄意見の全件は別紙。

3 今後について

本検討は有料化の検討を目的としたものであったが、検討を通じ、有料化に直接関連しない部分も含め、学校開放に関する複数の課題が可視化・明確化された。これらの課題については、有料化のことは一旦措くとして、事業そのものの効率化やサービス向上という視点から対応が必要と考えられるため、本検討の所掌範囲外ではあるが、以下、考えられる今後の対応の方向性を記載する。

(1) これからの学校開放事業の役割・目的について

- ① 学校開放事業がおおむね現在の枠組みと同じ形となった当時（昭和～平成初期）とは、社会状況が大きく変化してきていることを踏まえ、これからの学校開放事業の役割・目的をはっきりさせる。
- ② 上記にあたっては、現在市が取り組んでいる中学校部活動の地域移行との関係性、現在行っている新たな学校の在り方検討の結論、市全体のスポーツ施策や他の社会教育・コミュニティ施設との兼ね合い等も考慮する。

(2) 学校開放に供する施設等のあり方について

上記(1)に記載した事業そのものの役割・目的に沿う形で、施設等をどのような方向性で整備又は維持していくかを定める。

大きく分けると、①学校体育施設について、学校教育のための施設という枠を超えて、スポーツ振興・健康増進等の視点から、一定の投資を行って体育施設としての利用に供することができる水準を整備していく又は②あくまで学校は学校教育のための施設としてこれに必要な水準を整備するものとし、その中で可能な範囲で学校開放事業に供していくという2つの方向性が想定される。

ただし、安全性の面や、施設等に本来求められる機能が発揮できない又は著しい機能低下により現行の運用にも堪えない部分、具体的な例としては点灯しない(しなくなる恐れの高い)ナイター照明や、凹凸の激しいテニスコート等については、上記の方向性に関わらず、早期に対応のための予算化を求めていく。

(3) 学校開放事業の運用・管理について

- ① 順序としては、上記(1)これからの学校開放事業の役割・目的及び(2)学校開放に供する施設等のあり方を踏まえてとはなるが、学校開放事

業の運用・管理方式についても見直しを行う。

- ②先述のとおり、市では現在2つの管理方式(小学校:自主管理方式・中学校:直接管理方式)が並立している。小学校は地域中心の施設、中学校は市内全域に開かれた施設という形で、施設の性格を区分していることもできるが、利用者(特に新規)から見て利用手順が分かれていることの手間やわかりづらさ、管理する側としても二通りの管理手順を並行して行う必要があることなど、課題が多い。
- ③管理方法の統一を行うとなれば、どのような手法を取るにしても、現在の状況と比べて改善される点・不便になる点の両面が必ず生じ得ることから、慎重な検討を要する。
- ④上記については一定の時間を要することが予測される。よって、今回明らかになった状況のうち、特に公平性や運用面で大きな課題と考えられる部分、具体的には「積極的な開放」及び「開放枠外での占有的使用」並びに「学校敷地内における団体所有物の保管の在り方」について、実態把握を行い、今後予定される大規模改修・改築等を視野に収めつつ、考えかたの整理を進めることを当面の目標とする。

(4)今後の有料化の検討について

本検討の結論は冒頭「総論」に記載のとおりであるが、手数料・使用料ガイドラインにおいては定期的な見直し(最長で4年に一度)を定めていることから、次の見直しを視野に入れる必要がある。よって、次回の見直しに向けた事業所管課としての考えを以下に記載する。

今回のアンケートでは、「使用料を設定すべき」「するべきではない」という両面のご意見があり、双方とも多くは十分な理由に基づいた説得力あるご意見であった。これは、先述のとおり学校開放事業の目的・役割が多様になっており、使用料の設定がやむを得ない部分と、使用料を設けるべきではない部分が、ひとつの事業の中に混在している状況を示していると考えられる。よって、次回の検討においては、これからの学校開放事業の目的・役割等を十分に整理したうえで、使用料を設定すべき・止むを得ない部分と、使用料を設定すべきではない部分を切り分け、どの部分について、なぜ使用料の設定が必要なのかを具体的に示して検討を行う。

以上

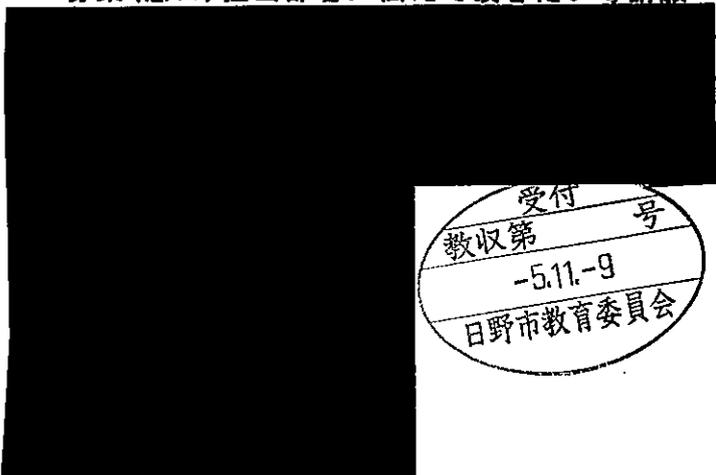
請願審査

| | |
|-----------|--|
| 請 願 番 号 | 請願第5－9号 |
| 受 付 年 月 日 | 令和5年11月9日 |
| 件 名 | 1. 中学の進路指導で「陸上自衛隊高等工科学校生徒募集」を薦めない、2. 「3日超の逃亡・脱走は最大懲役7年」等の重い自衛隊罰則規定の事実を、教職員及び市役所内の自衛隊員募集（窓口）担当部署に伝えて頂きたい等請願 |
| 請願者住所氏名 | |

1. 中学の進路指導で「陸上自衛隊高等工科学
校生徒募集」を薦めない、2. 「3日超の逃亡・
脱走は最大懲役7年」等の重い自衛隊罰則規
定の事実を、教職員及び市役所内の自衛隊員
募集(窓口)担当部署に伝えて頂きたい等請願

後象に採用する制度です」と宣伝している。
揚そして防衛省・自衛隊HPは「身分は特別
職国家公務員で、月額10万6900円の生徒手
当と年2回の期末手当を支給。全員が駐屯地
で生活し、宿舍は無料・食事・被服類・寝具も
支給又は貸与」と、カネ(もちろん税金から
出費だが)の問題を大宣伝している。

まず、これらHPの記述がウソであり、あ
るいは事実の一面しか掲載していないという
事実を、校長を含む教職員に伝えると共に。
市役所内の自衛隊員募集(窓口)担当部署等
(4階の、総務部総務課はもとより、『広報
ひの』に年3回も“募集案内”を載せている市
長公室、18歳等を狙い住民基本台帳を閲覧さ
せている1階の市民部市民窓口課)にもお伝
え頂きたい。



1 今回の請願の背景・根拠

本会は8月23日の定例会終了後、貴教委に、
——2020年度から使用している教育出版の6
年社会教科書や24年度から使用する同教科書
のQRコードから、防衛省・HPの兵器ショ
ーのような「自衛隊KIDS SITE」にリンクし、
迷彩戦闘服・鉄帽の(恐そうな顔付きの)自衛隊
員が戦車や戦闘機に乗り、戦車が白煙を上げ
砲撃し、戦闘機が編隊飛行する動画等を児童
が見れてしまうので、軍事オタクの児童にin
doctrinationさせないため、要注意だ。——
という内容の請願を提出した。

上記と同じ防衛省・自衛隊HPから見れて
しまう「陸上自衛隊高等工科学学校生徒募集」
は中学3年生を狙っているので、今回は、中
学生進路指導では、以下の「2 請願事項」
に明記した事実や注意を、校長を含む教職員
に伝えると共に、市役所の関係部署にも注意
を促して頂くよう、求める。

その際、近日中にメールでPDFにて情報
提供する、月刊『紙の爆弾』2023年11月号「ニ
ュース・レスQ欄」34頁下～35頁の記事も供
覧頂きたい。

2 請願事項

2-1 「陸上自衛隊高等工科学学校生徒」に
ついて、防衛省・自衛隊HPは、「将来陸上
自衛隊において、高機能化・システム化され
た装備品(ママ。“装備品”とは、殺人兵器で
ある武器を、柔らかい表現でごまかしている)
を駆使・運用するとともに、国際社会におい
ても自信をもって対応できる自衛官となる者
を養成するために、中学校卒業予定者等を対

2-2 防衛省・自衛隊HPは「高校の普通
科と同等の教育を受け、併せて技術的な識能
を有する陸曹(りくそう)として必要な各種技
術の専門教育、防衛基礎学や各種訓練を受け
ることになります。また、提携する通信制高
校に入学し、生徒課程修了時に高校卒業資格
を取得することができます」と宣伝している。

この「防衛基礎学や各種訓練」は、日野高
校や日野台高校、南平高校等の普通の高校では
もちろんやらない、銃等を使い他者(防衛省
・自衛隊の好む語だと“敵”)を殺傷する、憲
法9条違反の“軍事訓練”を含むと思われる。

しかし、国際刑事裁判所の規程では、15歳
未満の子どもへの強制的な徴兵や敵対行為へ
の参加は戦争犯罪である、と定めている。ま
た、子どもの権利条約の選択議定書も、18
歳未満の子どもの軍への採用や敵対行為への
参加を禁止している。

早生まれの生徒が「陸上自衛隊高等工科学
校」に入校した場合は、15歳になったばかり
であり、「陸上自衛隊高等工科学学校」なるも
のに在学している期間の多く(3年生時点の
誕生日まで)は18歳未満なので、上記の国際
法等の下線部に、真っ向、抵触する事実を、
校長を含む教職員や市役所内の自衛隊員募集
(窓口)担当部署等に伝えて頂きたい。

2-3 『紙の爆弾』2023年11月号35頁の記
事の①にある、

——政府・保守政党による近年の異常な軍拡
下、自衛隊の一見カッコイイ宣伝に乗り、応
募・採用となれば、「集団的自衛権での武力
行使」を含む自衛隊法第76条で防衛出動命令
を受け、敵基地攻撃したり、米国の関わる戦
争の“後方支援”と称し武器・兵員輸送や弾薬
提供等で加担したりし、相手国の兵士や民衆
を殺したり殺されたりする(死ぬ)危険性が
高まっている。——

という、生死に関わる危険な場所(戦地・前線)に、

——66歳の岸田文雄氏や73歳の経団連会長・十倉雅和氏らの息子・娘は行かないけれど、庶民の息子や娘が行かされる。——

と。即ち、「陸上自衛隊高等工科大学」に入校してしまったら、将来は、

——相手国の兵士や民衆を殺傷したり自らが死ぬ危険性が高い戦地・前線——

に行かされる危険性が高い、という事実を校長を含む教職員や市役所内の自衛隊員募集(窓口)担当部署等に伝えて頂きたい。

2-4 『紙の爆弾』2023年11月号35頁の記事の②にある、以下の異常な罰則の厳しい事実を、校長を含む教職員や市役所内の自衛隊員募集(窓口)担当部署等に伝えて頂きたい。

「陸上自衛隊高等工科大学」に入校した生徒はもとより、肉親(息子・娘が自衛隊員の場合は親、親が自衛隊員の場合は息子・娘)やガールフレンド・ボーイフレンド等も投獄される危険性があるので。

また、『広報ひの』が近年、年3回も載せている“自衛隊員募集案内”は、以下の異常な罰則の厳しい事実を載せていないので、(本来は自衛隊員募集は載せないでほしいけれど、)『広報ひの』にどうしても載せるといふなら、以下の異常な罰則の厳しい事実を正直に載せるよう、市役所内の自衛隊員募集(窓口)担当部署等に強く求めて頂きたい。

自衛隊法第122条第1項は、(『紙の爆弾』2023年11月号35頁の記事の①にある)防衛出動命令(安倍政権の2015年以降は、“集団的自衛権”行使を含む)を受けた自衛隊員が、「正当な理由がなく3日超の逃亡・脱走、ストライキ、上官に抗命」等の行為をした場合、「7年以下の懲役又は禁錮に処する」と異常に重い罰則を規定。第2項は、戦地に行く隊員の肉親や恋人等を想定し、第1項の行為の遂行を「共謀・教唆(きょうさ)・煽動・幫助(ほうじょ)した者」も第1項の刑に処すると規定。

2-5 「陸上自衛隊高等工科大学」でやっている「防衛基礎学や各種訓練」は、(文科省のもうすぐ54歳の合田哲雄・文化庁次長が教育課程課長の時、体育の学習指導要領改悪で選択とはいえ、加えてしまった“銃剣道”をやらない限り、)普通の中学や高校等の体育・武道ではもちろんやらない、銃を使い他者(防衛省・自衛隊の好む語だと“敵”)を殺傷する、憲法9条違反の“訓練”ゆえ、(せっかく小で6年間、中で3年間積み重ねてきた)道徳の生命尊重教育に反すると、校長を含む

教職員に伝えて頂きたい。

2-6 防衛省の防衛監察本部は2022年12月15日、全自衛隊員を対象にハラスメントの実態を調べた「特別防衛監察」で、1414件の被害申告があった(パワハラ84%、セクハラ8%等)と公表した。防衛省・自衛隊は、かつては若手女優、近年はテレビアニメの女性キャラクターを載せたポスターを(多くの区市が)市役所や町内会の掲示板に貼りまくり、ソフトムードを装って「陸・海・空自衛官募集」を行なっている。

いじめ防止を含め、人権尊重教育を重視している(はずの)本市だからこそ校長を含む教職員に、以下のハラスメントの悪質さ、件数の多さ等の事実を伝え、進路指導に当たっては、「陸上自衛隊高等工科大学」を紹介・推薦しないようにして頂きたい。

(1) 五ノ井里奈さんは、陸上自衛隊に入隊した2020年から日常的に猥褻(性暴力)の被害を受け続け(同年8月の北海道での訓練で、男性隊員3名が格闘技の技をかけ、ベッドに押し倒し、覆いかぶさり、股を広げ、何度も腰を振ってきた。十数名の隊員は傍観。上司2名は笑っていた等)、2022年6月に退職後、実名で被害を訴えている。

(2) 日本テレビが2019年4月に放映した「NNNDキュメント」19 防衛大学の闇連鎖した暴力…なぜは、福岡県出身の1年生男子が入校直後、同じ部屋の4年生に「全裸になって写真を撮れ」「裸で腕立て伏せをしろ」など命令され、殴る・蹴る、「死ぬ・ゴミ」等の暴言は当たり前だった等、いじめ・暴行の日常を暴き出した。「声が小さい、ホコリが落ちていた」等の“粗相ポイント”が貯まると、前記4年生に「風俗店で性行為を撮影してこい」という“司令”を受け、拒否すると陰毛を燃やされ出血したという。

(3) 2023年10月31日(火)17時33分のNHK『オンラインN』海上自衛隊 セクハラ被害者の意向に反し同僚隊員と面会させる

海上自衛隊の部隊に勤務していた女性の隊員が去年、同僚の男性隊員からセクハラを受けたことをめぐり、報告を受けた幹部が被害の事実を上級部隊に報告しなかったうえ、女性の意向に反して男性と面会させ、謝罪を受けさせていたことがわかりました。女性はその後、依願退職し、防衛省は一連の対応は不適切だったとして関係者の処分を行うとしています。

防衛省によりますと、去年8月から12月ごろにかけて、広島県の呉地区の部隊に勤務していた女性の隊員が、同僚の男性隊員から抱きつかれたり、性的な発言をされたりするなどセクハラ被害を受けました。《中略》

調査で1等海佐は、女性隊員が男性隊員との面会を拒否していたにもかかわらず、同じ場で対面させて謝罪を受けさせたほか、その場で男性隊員を擁護するような発言も行ったということです。

女性隊員は、その後、セクハラ行為や部隊の対応について許せないという趣旨の話をし、依願退職したということです。《後略》

報告事項第24号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和5年12月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

| | 請求日 | 決定日 | 請求件名 | 決定内容 |
|---|--------|--------|--|---------------|
| 1 | 10月9日 | 10月23日 | 日野市立日野第一中学校において実施された令和5年度2学期中間試験の第1学年及び第2学年の全試験実施科目について、各学年・各科目（理科A・理科Bのように形式上科目を複数に分割して試験を実施している場合は、分割したそれぞれのものをいう。）の平均点に関する一切の文書、図画及び電磁的記録 | 部分公開及び 不存在 |
| 2 | 10月24日 | 11月7日 | 1. 学校給食施設管理経費の小学校費の物品等修繕料の歳出予算差引簿（令和5年度・4月1日から10月24日現在までのもの） 2. [小学校費] 令和5年度給食備品修繕案件管理簿（令和5年4月1日から10月24日現在までのもの） | 全部公開 |
| 3 | 10月24日 | 11月7日 | 令和5年度に各小学校から提出された「学校給食備品購入希望等調査」書に記載されている修繕の要望にもとづいて発注された修繕工事の契約伺書（令和5年4月1日から10月24日現在までのもの） | 不存在 |

| | | | | |
|---|--------|--------|--|-------------------------|
| 4 | 10月24日 | 11月7日 | 令和3年度、4年度、5年度に実施した「学校給食備品購入及び給食施設・備品修繕希望について」の調査において、各小学校から提出された「学校給食備品購入希望等調査」書 | 全部公開及び 部分公開及び 不存在 |
| 5 | 10月30日 | 11月13日 | 教職員健康診断の仕様書（最新版） | 全部公開 |